

印旛郡市広域市町村圏事務組合の社会人経験者枠（土木上級）の受験資格

社会人経験者枠（土木上級）の受験資格の詳細は、次のとおりです。

1. 昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方
2. 民間企業などでの**職務経験が直近 7 年（平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）中 5 年以上ある方**

※土木の分野における職務経験

職務経験について（注意事項）

(1)	「民間企業などでの職務経験」として認める要件は、会社員、公務員など（自営業者は不可）として、 週 35 時間以上の勤務を 2 年以上継続して就業していた場合 とします。（1 か月未満の期間がある場合は、30 日を 1 か月として計算）
(2)	職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
(3)	休職、休業期間は、職務経験期間から除算するものとします。（印旛郡市広域市町村圏事務組合の規定に準ずる）
(4)	職務経験年数などの確認を行うため、職歴証明書を最終合格後に提出していただきます。なお、確認の結果、受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、合格を取り消し、採用することはできません。

（補足）社会人経験者枠の採用後の処遇について

社会人経験者枠は、これまでの職務経験を活かし、即戦力として活躍していただくことを前提に採用されます。

採用時の職位は、同一職種の他の採用者と同一ですが、給料月額は、学歴や職務の経験などにより決定されるため同一ではありません。また、2 年目以降の昇格は、職務経験年数等に応じた処遇がなされます。